

〔論 説〕

個人が受領する損害賠償金・補償金等と所得課税

—ハッキング被害にあった暗号資産交換業者から
金銭の補償を受けた場合を素材として—

泉 絢 也

I 研究の目的

個人が損害賠償金や補償金などの名目で取得する金員の性格は種々想定され、場合によっては複合的な性格を有するものも存在する。法的義務や責任の所在に争いがあるって損害賠償という名目を避けたい支払者側と、損害賠償金として所得税法上の非課税所得としたい受領者側の思惑が交錯するケースもあり、問題をややこしくしている。所得税法の規定に目を移すと、非課税となる損害賠償金等について定める所得税法9条1項17号や同法施行令（以下「令」という）30条にいう「損害」や「損害賠償金」の概念は一種の借用概念（民法709条以下参照）であるという見解があり⁽¹⁾、これによれば、一定の法的安定性や予測可能性が確保されよう。しかしながら、租税法以前の問題として、上記の損害賠償金等の性格を決定付けなければならない点で、課税関係を決定する際に一定の困難さが外部から持ち込まれることに変わりはない。その上、所得税法の関連諸規定を眺める限り、個人が損害賠償金等を受領した場合の課税関係を律する一連の規定は、一見すると、入り組んでいてわかりづらく、その趣旨を直ちに読み取ることも難しい。これらの規定に関して、既にいくつかの問題点の指摘もなされているが、改正の兆しは見られない。

以上を踏まえて、本稿では、私法上の性質や性格付けが不確かな暗号資産（仮想通貨）⁽²⁾という新しい素材を用いて、個人が受領する損害賠償金や補償金の課税上の問題に対して検討を加えることとしたい。

II 損害賠償金の課税関係の整理

1 所得税法9条1項17号

所得税法9条1項柱書は、「次に掲げる所得については、所得税を課さない」とし、その17号は次のとおり、保険金や損害賠償金を非課税所得として挙げている。

保険業法…第2条第4項（定義）に規定する損害保険会社又は同条第9項に規定する

(1) 谷口勢津夫『税法基本講義〔第6版〕』334頁（弘文堂2018）参照。

(2) 第198回国会において成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により、資金決済法において「仮想通貨」という語は「暗号資産」という語に呼称変更され、所得税法等においても同様に呼称変更された。

外国損害保険会社等の締結した保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの

〔下線筆者〕

この規定を受けて、非課税の対象となる保険金や損害賠償金等の類型が政令に規定されている。一般に、政令は、当該授權条項及び関係する諸規定を踏まえた委任の趣旨等により、その規律範囲や内容に関して立法上及び解釈上の制約を受ける。よって、授權条項たる所得税法9条1項17号についてももう少し検討を加えておこう。念のために述べておくと、同規定中の「保険金」と「損害賠償金」はいずれもその後の下線部分に掛かっている（「これらに類するもの」も同様である）。このことは、直後の括弧書きで「これ『ら』に類するものを含む。」とされていることからわかる（読点の位置も参考にはなる）。

下線部分は、「心身に加えられた損害」又は「突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの」と区切って読むのではない。「保険金及び損害賠償金（これらに類するものを含む。）」で「心身に加えられた損害」で読むのを止めた場合、同号が非課税「所得」を定めるものであることと整合しない。結局、「心身に加えられた損害」に基因して取得するもの及び「突発的な事故により資産に加えられた損害」に基因して取得するものという例示をしておいて、これらを含めて「政令で定めるもの」として政令に委任しているのである。

以上から、所得税法9条1項17号については、①保険金及びこれに類するものと②損害賠償金及びこれに類するもののうち、非課税の対象となるのは、①心身に加えられた損害に基因して取得するもの（人的損害）と②資産に加えられた損害（物的損害）に基因して取得するものであることを定めており、かつ、②の物的損害についてのみ、「突発的な事故により」として、損害の発生原因を特定していることがわかる。ただし、「その他の政令で定めるもの」となっており、「その他の」より前の部分は例示であると解すると、非課税となる保険金や損害賠償金の具体的範囲については、結局、政令に委ねられていることになる。これを受けて設けられた令30条を見てもこのような理解に基づいて定められていることがわかる。

2 令30条（非課税とされる保険金、損害賠償金等）

(1) 概要

所得税法9条1項17号から委任を受けて設けられた令30条は、長文や二重括弧を用いるなど読みづらいため、少し整理しよう。まず、令30条柱書は、非課税とされる保険金、損害賠償金及びこれらに類するものは、1号～3号に掲げるもの「その他これらに類するもの」としている。後で見ると1号～3号の中に、①保険金及びこれに類するものや②損害賠償金及びこれに類するものが定められているが、それだけでは飽き足らず、そのような1号～3号に掲げるもののほか、「これらに類するもの」も非課税の対象に包摂していることになる。非課税の対象を拡大するこの文言の射程は重要な問題であるが、管見の限り、これまでこの点にスポットライトが当たることは少なかったように思われる⁽³⁾。

所得税法は、いったん、非課税の対象を広くとりつつ、令30条柱書の括弧書にあるよ

うに、損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額や、令 94 条に該当するものを非課税の対象から外しており、後述する損害の存在や基因性のほか、この辺りが裁判等における主戦場となってきた。1 号以下の内容を整理すると次のようになる。

1号	身体の傷害に基因して支払を受ける損害保険契約に基づく保険金、生命保険契約又は旧簡易生命保険契約に基づく給付金及び損害保険契約又は生命保険契約に類する共済に係る契約に基づく共済金	①①
	心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金（その損害 ⁽⁴⁾ に基因して勤務又は業務に従事することができなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものを含む。）	②①

2号	資産の損害に基因して支払を受ける損害保険契約に基づく保険金及び損害保険契約に類する共済に係る契約に基づく共済金(1号に該当するもの及び満期返戻金等その他これに類するものを除く)	①②
	不法行為その他突発的な事故 ^{(5),(6)} により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金	②②
これらのうち、令 94 条の規定に該当するものを除く。		

3号	心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金	①① ②① ①② ②②
	これらのうち、令 94 条の規定に該当するものその他役務の対価たる性質を有するものを除く。	

右端の丸数字は、上記 1 の所得税法 9 条 1 項 17 号の規定内容の組合わせを表している（3 号の見舞金が①保険金及びこれに類するものと②損害賠償金及びこれに類するもののいずれに属するかという問題は残る）。人的損害対して支払を受ける保険金や損害賠償金等であれば、損害の原因を不問としていることも含めて、令 30 条 1 号は、所得税法 9 条 1 項

- (3) 参考となる立案担当者の見解として、米山鈞一「所得税法の改正について—減税及び所得計算の整備等—」税弘 10 巻 6 号 22 頁参照。
- (4) 「その損害」に「身体の傷害」までも含めることができるかという論点はあるが、「身体の傷害に基因して支払を受ける損害保険金や生命保険契約に基づく給付金及び心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料その他の損害賠償金等は、その損害に基因して勤務又は業務に従事することができなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものも含めて、すべて非課税とされる（所法 9 ①十七、所令 30 一）」と説明されている。注解所得税法研究会編『注解所得税法〔6 訂版〕』504～505 頁（大蔵財務協会 2019）参照。所得補償保険金に関する所得税基本通達 9 - 22 も参照。
- (5) 債務不履行による損害賠償金の非課税所得該当性については議論がある。岡正晶「非課税所得となる損害賠償金の範囲」税務事例研究 5 号 34～35 頁、桜井四郎編『不測の損害賠償をめぐる法務と税務』250 頁〔桜井四郎〕（六法出版社 1989）など参照。
- (6) 訴訟において、国側は、「不法行為」とは、「突発的な事故」と同様の不法行為すなわち被害者の合意に基づかない行為に基因する損害に対する損害賠償金に限定されるという主張をしているが、並列関係を表す「その他」という用語法や立法趣旨の観点から反論もある。大分地判平成 21 年 7 月 6 日税資 259 号順号 11239、名古屋地判平成 21 年 9 月 30 日判時 2100 号 28 頁、岡正晶「不法行為または債務不履行による金銭損害に対する損害賠償金」税務事例研究 118 号 40 頁、田中治「損害賠償金等の非課税所得該当性」税務事例研究 154 号 39 頁以下参照。

17号に政令委任事項として明記されていた枠組みに沿った作りとなっていることがわかる。以下、いくつかの論点について若干の補足しておく。

(2) 損害の存在と基因性

資産の譲渡の対価や役務提供の対価などの支払について、名目上、損害賠償金にすれば、すべて非課税所得となるものではないことは当然である。法令上の根拠の1つとして、非課税所得とされるためには客観的に損害が存在していることや、損害に基因して支払われる金員であることが必要であることを確認しておく。

名目上、当事者間で損害賠償のためと明確に合意されて支払われた金員であっても、損害や傷害が客観的に存在しなければ⁽⁷⁾、そして、これらに基因するようなものでなければ、非課税の対象とはならない。また、損害が客観的に存在したとしても非課税になる支払金の範囲は当事者が合意して支払った金額の全額ではなく、客観的に発生し又は発生が見込まれる損害の限度に限られるとしなければならないという見解もある⁽⁸⁾。もちろん、かような見解に厳密に従おうとすると、ケースによっては、技術的又は心情的な観点から執行が困難となる事態も想定される。

また、損害に基因して支払われる金員でなければ非課税の対象とはならない。受領する金員と損害等との関係を表現する際に、所得税法9条1項17号は「基因」、令30条は保険金及びこれらに類するものについては「基因」、損害賠償金及びこれらに類するものについては「つき」という用語を使用している。規範内容に影響を与えることを意図して使い分けがなされているのかは判然としない。この点については、「損害に基因」という規定と「損害につき」という表現の意味するものが同じかどうかは定かではないが、令30条の規定の仕方は、それほど厳密な因果関係を求めていないようにも読むことができ、そうであれば、同条にいう見舞金に関しては、支払われた金員等と損害との間には、少なくとも合理的な相関関係が必要とされるという見解もある⁽⁹⁾。

(3) 相当の見舞金

上記1の政令委任事項との関係で見ると、令30条は、1号と2号でひとつおりの組合わせに係る事項を定めているが、3号ではさらに「相当の」という限定を付しつつ、見舞金までも非課税の対象に含めている。昭和37年度税制改正で非課税所得として明記されたこの「相当の見舞金」について、立案担当者は、「第三者から受ける類焼見舞金、病氣見舞金等を想定しており、相当などは、その出す人及び受ける人の社会的地位、財産の状況から相当と認められる金額を意味するものと考えている。」⁽¹⁰⁾と説明している（所得税基本通達9-23や相続税法基本通達21の3-9にも通ずる考え方である）。非課税の

(7) 大阪地判昭和54年5月31日行集30巻5号1077頁参照。他に参考となり得る裁判例として、宇都宮地判平成17年3月30日税資255号順号9980頁、東京地判平成11年3月30日税資241号484頁、東京高判所平成28年1月21日税資266号順号12785などがある。

(8) 大阪地判昭和54年5月31日行集30巻5号1077頁参照。

(9) 田中・前掲注(6)22~23頁参照。

(10) 米山・前掲注(3)22頁。

理由については、加害者以外の者が同情心等から一種の贈与をするものであり、損害を被った人に同情心等から寄せられる「善意のお金」に課税するのは、国民感情という点から控えるのが相当であるという判断が存在する、という見解がわかりやすい⁽¹¹⁾。

3号の見舞金の場合、心身に加えられた損害につき支払を受けるもので、かつ、相当のものであっても、令94条の規定に該当するものその他「役務の対価たる性質を有するもの」は非課税の対象から外されていることに注意が必要である。1号や2号と比較して取扱いの差異が生じるのは、当事者以外の者から受ける見舞金は、損害との関係性やその補てんという意義が希薄である一方、儀礼的な意味合いが強いことが関係している可能性がある⁽¹²⁾。立案担当者は、1号や2号を含む文脈ではあるが、「たな卸資産の損害に係るもの、契約又は資産の消滅が不可避的な事業の遂行により消滅資産の補償として受けるもの、役務の対価の性質を有するもの等は合意されたものであること又は本来の所得実現にかわる性質のものであること等にかえりみ、非課税とはされません」と説明している⁽¹³⁾。勤め先から受ける危険手当等が非課税とならない「役務の対価たる性質を有するもの」の例として挙げられる。3号は、勤め先などから支払を受けるものが想定されているため、「役務の対価たる性質を有するもの」を非課税の対象から除外することを明確化したものと解される。

(4) 人的損害につき支払を受ける収益補償の非課税

令94条1項は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う居住者が受ける保険金や損害賠償金等で、その業務の遂行により生ずべきこれらの所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とする旨を定めている。令30条2号及び3号においては、令94条の規定に該当するものが非課税の対象となるものから除かれている。

令30条1号にはそのような除外規定は置かれていないこと及び1号括弧書を見ても明らかなおおりに、1号については、損害に基因して勤務に従事することができなかったことによる給与の補償又は業務に従事することができなかったことによる収益の補償として受けるものであっても、それが心身に加えられた損害（人的損害）につき支払を受けるものであれば、非課税としていることが際立つ。人的損害により受ける補償金等については、精神的損害に対する慰謝料、身体的損害に対する医療費はもちろん、給与所得者が業務上の災害に基づいて受ける休業補償金等（労働基準法76参照）のほか、芸能人や自由職業者等が人身事故により受ける喪失利益の補償なども非課税とされているのである⁽¹⁴⁾。後記Ⅲ1の政府税制調査会の答申の説明によると、これは、常識論、あるいは一般国民の感情に配慮した心情論による帰結ということになる。このほか、逸失利益の賠償といっても「控え目な推定計算」にすぎず被害者の財産的救済として十分とはいえないことなどの理由があるのではないかともいわれている⁽¹⁵⁾。

(11) 岡・前掲注(5)26頁参照。

(12) 東屋敷祥世「損失発生と損失補填を巡る所得税法上の諸問題」税大論叢81号401頁の脚注(47)も参照。

(13) 後藤正「所得税法の一部改正について」国税速報1513号55頁。

(14) 注解所得税法研究会・前掲注(4)505頁参照。

(5) 資産の帳簿価額を上回る損害賠償金

資産に加えられた損害につき取得する損害賠償金はその資産の帳簿価額を上回る場合には、当該超過部分も含めて非課税となる。非課税とする必要はないという解釈論にも説得力はあるが、一般的には、当該超過部分も含めて非課税とする趣旨であると解されている⁽¹⁶⁾(この点については、後記3(4)①の議論も参照)。

(6) 必要経費算入部分の除外

現行所得税法上、必要経費は所得金額を算定する際のマイナス項目である。納税者が取得した経済的価値のうち、原資の維持に必要な部分は、所得を構成しないということであり、かような必要経費を控除する制度は資本主義的拡大再生産を保障するために必要である⁽¹⁷⁾。損失の原因を基本的に不法行為その他突発的な事故に限定する物的損害よりも、このような限定を付さない人的損害の方が、税制上優遇されているようなイメージをもつかもしいないが、上述のとおり、いずれの損害に基因する損害賠償金等であっても、これらのものの額のうちに、損害を受けた者の各種所得の金額の計算上、必要経費に算入される金額を補てんするための金額がある場合には、その部分是非課税の対象から外されている(令30条柱書括弧書)。

使用人給料や店舗賃借料は、不法行為等により営業が不可能となった場合に積極的損害として損害賠償の範囲に含まれるが、これらは被害者の所得計算上必要経費として控除されているので、これを補償する賠償金を非課税所得とすると二重控除が生じてしまう。そこで、当該賠償金を課税所得に算入し、必要経費と「収支両建て」して二重控除を防止している⁽¹⁸⁾。立案担当者も、「心身の傷害により休業補償を受けた場合にその補償に従業員給与部分が含まれているときは、給与額は必要な経費に算入し、補償金は非課税となれば二重控除の形となる」ことから設けた規定である旨説明している⁽¹⁹⁾。かように非課税と必要経費控除という、いわば「二重の利益」を認めることになることに加えて、「必要経費の補てんのための金額が概念上所得でないこと」も考慮した措置であるという見解も存在する⁽²⁰⁾。

なお、上記の令30条柱書括弧書については、二重控除を防止することができない場合が存在するという問題点が指摘されている。譲渡資産に生じた損害は売却価格の低下を通じて譲渡損益に直接に反映され、これに対する損害賠償金は必要経費を補填するものではないので同括弧書を適用できないし、同様に、先物取引による不法行為においては、売買

(15) 岡・前掲注(5)31頁参照。

(16) 佐藤英明「個人事業主が犯罪によって受けた損失の扱い」税務事例研究97号51~52頁、同『スタンダード所得税法〔第2版補正2版〕』21頁(弘文堂2020)参照。

(17) 金子宏『租税法〔第23版〕』197頁(弘文堂2019)参照。

(18) 篠原克岳「資産に加えられた損害に対する損害賠償金等を巡る所得税法上の諸問題—「法と経済学」の視点から—」税務大学校論叢69号42頁参照。大分地判平成21年7月6日税資259号順号11239、名古屋地判平成21年9月30日判時2100号28頁及び控訴審・名古屋高判平成22年6月24日税資260号順号11460、神戸地判平成25年12月13日判時2224号31頁も同旨。

(19) 米山・前掲注(3)22頁参照。

(20) 谷口・前掲注(1)212頁参照。

取引上の差損そのものが損害と認定され、当該損害は必要経費を経由せず所得計算上のマイナスとして直接に現れるため、これに対し支払われる賠償金は同括弧書の「必要経費に算入される金額を補填する」ものに該当せずこれを適用することができないということである⁽²¹⁾。

3 令 94 条 1 項（事業所得の収入金額とされる保険金等）

(1) 令 94 条 1 項の二面性

令 94 条の規定に該当する保険金や損害賠償金等は、令 30 条により、非課税の対象から外されている。令 30 条柱書には、非課税の対象を拡大する「これらに類するもの」という語句があることは既に指摘したが、同条 2 号又は 3 号との関係では非課税所得からの除外の道に通ずる令 94 条との関係が、事実上、重要となる。令 94 条 1 項柱書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係るたな卸資産等につき損失を受けたことにより取得する損害賠償金等及び業務の休止等によりその業務の収益の補償として取得する補償金等で、その業務の遂行により生ずべき所得に係る収入金額に代わる性質を有するものは、これらの所得に係る収入金額とすることを定めている。

所得税法は、基本的に、あらゆる所得を課税対象としているが、所得の定義については定めておらず、収入金額から必要経費を控除することによってこれを算出する作りになっている（所得税 7, 22, 35, 36, 37 等）。かかる言明の意義は 2 つある。第 1 に、基本的には、現行所得税法は包括的所得概念を採用しているということである。これは、理論上ないし理念上の所得として、人が収入等の形で新たに取得する経済的利得をすべて所得と観念し、反復的・継続的利得のみでなく、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得に含める考え方である⁽²²⁾。第 2 に、基本的には、実定法上の所得は、総額的に算定され、その計算要素は加算項目として収入金額、減算項目として必要経費から成るということである。

以下では、令 94 条 1 項の要件と法律効果を整理する。非課税所得に該当しない限り、保険金、損害賠償金、見舞金、補償金その他これらに類するものは収入金額に含まれることになる。令 94 条は直接的には非課税所得の規定（所得税 9 条 1 項 17 号）から委任を受けて定められているものではない。また、所得税法施行令中の第一編・第二章「課税所得の範囲」の第二節「非課税所得」ではなく、第二編・第一章「課税標準の計算」の第三節「収入金額の計算」の中に格納されている。これらのことに加えて、令 94 条 1 項が収入金額と「みなす」規定ではないことも併せ考慮すると、同項は、直接的ないし第一義的には、居住者が受ける損害賠償金等を単に「収入金額」とするものというよりも、「不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう」居住者が受ける損害賠償金等を「これらの所得に係る」収入金額とすることを明らかにした規定であると解される。保険金や損害賠償金などのように、その取得した場合の所得分類が明らかではないものについて、その所得分類を明確にすることに意味があり、所得に付随する収入金額を当該所

(21) 篠原・前掲注 (18) 44～47 頁、62～64 頁参照。譲渡所得との関係については、山名隆男「所得税法における二重控除の一考察」水野武夫先生古稀記念論文集刊行委員会編『行政と国民の権利』425 頁（法律文化社 2011）の考察も参照。

(22) 金子・前掲注 (17) 197 頁参照。

得に係る収入金額に含めるかどうかという論点とも関わる法律効果を定めている。例えば、たな卸資産につき損失を受けたことにより取得する損害賠償金等は、事業所得に係るたな卸資産を販売した際の代金である収入金額に代わる性質を有するものであるから、事業所得の収入金額とすべきであることには理由がある。同条が、「これらの所得に係る収入金額とする」としており、「これらの所得に係る収入金額とみなす」としていないことの所以である。

他方、令30条と併せて読むと、この94条1項は非課税所得の対象外となるものを定めた規定としての側面を垣間見せる。ただし、例えば、令30条2号との関係でいえば、令94条1項は同号のように資産に対する損害（物的損害）に限定するものでも、あらゆる種類の所得を生ずべき業務に係る資産を包摂するものでも、損害の原因を不法行為その他突発的な事故に限定するものでもない。両規定が対象とする損害賠償金等は部分的に重なりが見られるにすぎない。令94条1項は、30条と離れてそれ自体として意味を有する規定である。この令94条の前身たる規定は、昭和34年度改正で設けられた旧所得税法施行規則7条の11である。この規定は、たな卸資産等の損失による保険金、休業補償金等で上記4種類の所得の収入金額に代わる性質を有するものを当該各所得の収入金額とする旨を定めるものである。同条の趣旨については、次のとおり説明されている。

改正前までは、不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得の基因たるたな卸資産が滅失したことにより受ける保険金収入を、これらの所得の収入金額とすべきかどうかについて、損害保険契約に基づき支払を受ける保険金に係る非課税規定（旧所得税6十二）の解釈に疑義があったが、①「適法行為に基づいて受ける保険金、すなわち、たな卸資産に係る保険料は事業上の必要経費として控除されているのであるから、保険事故に基づき受取る保険金の主体は事業であらねばならない」ため、今回の改正で、これらの事業を営む者が、これらの事業に係るたな卸資産が滅失した場合に受ける保険金は、これらの事業所得等の収入金額に算入することを明らかにし、②「不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得の基因となる事業等が、例えば、取用等によりそれら事業等の全部又は一部の休止、転換又は廃止等により休業補償、離作料等として、それらの事業等を遂行するならば得べかりし性質をもつ収入金—いわゆる営業補償の意味で受けるものは、これらの事業所得等の収入金額に算入して課税することにした」とする⁽²³⁾。

また、「本来、課税方法の変更というべきことではないが、現行税法には『一時所得のうち損害賠償により取得するものその他これに類するもの』は非課税とする旨の規定があり、この解釈、特に、問題となる所得が一時所得であるか否かの区分が必ずしも明らかでない場合が多いことに原因して、この規定の運用にあたり、疑義のもたれる事例が少なかつたので、今回の改正において、従来特に問題となりがちであつた各種の補償金等について…その所得の種類を明確にすることとした」と説明するものもある⁽²⁴⁾。

これらの説明からすると、令94条1項は「不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう」居住者が受ける損害賠償金等を「これらの所得に係る」収入金額とすることを明らかにする側面と非課税所得の対象外となるものを定める側面という

(23) 安齋一郎「所得税関係法令改正詳解」税弘7巻5号81～82頁。

(24) 長村輝彦「所得税法の一部改正について」国税速報1182号36頁。

二面性を有することが当初から意識されていたものというべきであろう。

加えて、令 94 条 1 項が対象とする 4 種類の所得以外の所得に該当する譲渡所得については、令 95 条が別途定めを設けている。同条によれば、契約（契約が成立しない場合に法令によりこれに代わる効果を認められる行政処分その他の行為を含む）に基づき、又は資産の消滅（価値の減少を含む）を伴う事業でその消滅に対する補償を約して行うものの遂行により譲渡所得の基因となるべき資産が消滅をしたこと（借地権の設定その他当該資産について物権を設定し又は債権が成立することにより価値が減少したことを除く）に伴い、その消滅につき一時に受ける補償金その他これに類するものの額は、譲渡所得に係る収入金額とされる。例えば、流水の減少により鮎、鮭等が遡上しないこととなり、漁業権の価値が減少したような場合におけるその漁業権の価値の減少損に対する損害賠償については、その漁業権の価値の減少が突発的な事故により生じ、あらかじめ補償が約されていないような場合に生じたものであるときは、令 30 条 2 号の規定に該当して非課税となるが、その価値の減少がダム建設等によるものであって、あらかじめ補償が約されているような場合に生じたものであるときは、令 95 条の規定に該当して、譲渡所得の収入金額とされ、課税の対象となる⁽²⁵⁾。

令 30 条との関係や令 94 条 1 項との相違を意識すると、令 95 条が対象とする補償金等は、令 30 条にいう「不法行為その他突発的な事故により」資産に加えられた損害につき支払を受けるものではないという違いがあることに気が付く。このように考えると、令 30 条と令 94 条 1 項については、それぞれが対象とする損害賠償金等は部分的に重なるところ（不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受けるもの等）があるため、令 30 条において交通整理の定めが明記されたが、令 30 条と令 95 条についてはそのような配慮は不要であったという理解に行き着く。

いずれにせよ令 94 条 1 項は二面性を有する。同条は、直接的には、「事業所得の収入金額とされる保険金等」という見出しに表現されているとおり、「不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう」居住者が受ける損害賠償金等を「これらの所得に係る」収入金額とすることを明らかにした規定であり、間接的には、非課税所得の対象外を定めた規定としての側面も併せもつ。よって、その内容や趣旨も両面から検討されるべきであるが、以下、基本的には後者の側面を意識しつつ、令 94 条 1 項の要件を整理する。

(2) 【所得分類要件】

【所得分類要件】とは、その金員が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う居住者が受けるものであること、というものである。よって、これらの 4 種類の所得を生ずべき「業務」を行っていない居住者が受けるものは、同条の適用がないということになる⁽²⁶⁾。このことは、後述する【特定資産損失要件】の箇所考察する問題点に接続する。

ただし、令 30 条との関係でいうと、これら 4 種類の所得以外の所得に係る収入金額に

(25) 泉美之松『所得税法の読み方〔増補版〕』148 頁（東京教育情報センター1985）参照。

代わる性質を有するものを取得した場合に直ちに非課税所得となるわけではないようである。損害賠償金等の名目で受領したものであっても、例えば、当初は当事者の意思に反した資産損害であっても、その後被害者がその資産損害を追認等して、その意思に基づいて交換価値相当額の金員を和解金等として受領した場合には、事実認定の問題として、資産の譲渡による対価と認定される（すなわち譲渡所得として課税される）ことがあることに注意しなければならないことが指摘されている⁽²⁷⁾。この点は、損害賠償金の意義を限定ないし縮小解釈⁽²⁸⁾する見解や基因性の要件を厳格に解釈する見解の妥当性（所得税法9条1項17号や令30条の問題）も含めて、その法的根拠を整理する余地がある（前記2（2）参照）。

(3) 【収入金額代替性質要件】

【収入金額代替性質要件】とは、その金員がその業務の遂行により生ずべき上記4種類の所得に係る収入金額に代わる性質を有するものであること、というものである。まず、上記【所得分類要件】とも関わるが、上記の限定された4種類の所得を生ずべき業務の遂行により生ずべきものでなければならない。これらの所得を生ずべき「業務」を行う居住者が受けるものでは足りず、当該「業務」の遂行により生ずべきものでなくてはならないのである。しかも、当該「業務」の遂行により生ずべきこれらの所得に係る「収入金額に代わる性質を有するもの」でなくてはならない。「収入金額に代わるもの」ではなく、収入金額に代わる「性質」を有するものであれば足りるため、射程はやや広い⁽²⁹⁾。

令94条1項の「収入金額」という語が一般概念ではなく所得税法36条等で用いられている「収入金額」（総収入金額を含む）であることを前提とした上で、「役務の対価たる性質を有するもの」という語を用いる令30条3号の規定と比較すると、【収入金額代替性質要件】におけるこれらの所得に係る「収入金額に代わる性質を有するもの」には、「収入金額」という所得税法上の概念が用いられていることが鮮明化される。令94条1項は射程範囲が広めである所得税法上の「収入金額」の意味内容の影響を受けることになる。この点は、後述する【収益補償要件】における「収益の補償」と比較することも有益である。また、「収入金額の性質を有するもの」ではなく「収入金額に『代わる』性質を有するもの」であることを強調して読まなければならないことも指摘しておく。

(26) 「実質から見て『特定の所得に係る収入金額に代わる性質を有するもの』であれば、損害賠償金名目であっても課税所得とする立法政策は十分ありうると考えられるのに、なぜこの4つの所得についてのみ、このような規定を定めたのか」という疑問を呈するものとして、岡・前掲注(6)43~44頁参照。

(27) 岡・前掲注(5)49頁の脚注(2)参照。参考裁判例として、大阪地判昭和41年8月8日税資45号134頁、福岡地判昭和44年12月26日行集20巻12号1782頁参照。

(28) 酒井克彦『レクチャー租税法』12~20頁（弘文堂2015）参照。酒井克彦「所得税法上の非課税対象となる商品先物取引に係る和解金—近時散見される商品先物取引に係る損害和解金課税事例を契機として—」国士館法学45号28~29頁も参照。なお、損害賠償金に関する通達は、例えば所得税基本通達9-20を見てもわかるように、必ずしも限定ないし縮小解釈の姿勢を採用しているわけではない。同通達の趣旨については、三好毅「所得税基本通達の制定について」財経詳報861号20頁参照。

(29) 令94条について、「本来所得となるべきもの」あるいは「得べかりし利益の喪失を補てんするもの」にこだわる必要はないことを論ずるものとして、酒井・前掲注(28)「所得税法上の非課税対象となる商品先物取引に係る和解金」40頁以下参照。

(4) 【特定資産損失要件】又は【収益補償要件】

令94条1項の要件の1つに、次の【特定資産損失要件】又は【収益補償要件】のいずれかに該当するものであること、というものがある。

① 【特定資産損失要件】

【特定資産損失要件】とは、その金員が上記4種類の所得を生ずべき業務に係るたな卸資産、準たな卸資産（令81）、山林、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの又は著作権等につき損失を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するものであること、というものである。令30条との関係でいうと、このような損害賠償金等は非課税の対象から外されていることになる。逆に、資産であっても、業務用の固定資産や非業務用の資産（生活用資産）につき損失を受けたことにより取得する損害賠償金等は、非課税の対象から外されていない。

かかる規定の趣旨について、後記Ⅲ1の税制調査会の答申では、不法行為その他突発的な事故のケースで、生活用資産に関する損害に対する補償金等については、これによって補てんされる利益は、もし、その損害がなかったならば課税されなかったはずである資産の評価益又はインピューテッド・インカム（帰属所得）としての性質をもつものであるから、その補償が資産の滅失又は価値の減少等の資産損失に対するものであるか、資産の使用料相当額等の補償であるかを問わず、非課税とするという説明がなされている。また、生活用資産以外の資産に関する損害に対する補償金等についてはたとえそれが事業用建物のようなものの損失に対するものであっても、もしその損失がなかったならば、その評価益には課税されなかったはずであるから、生活用資産と同様に非課税とし、一方たな卸資産に対する補償、休業補償等のような収益補償は、本来課税されるべき所得に代わるべき性質のものであるから、課税所得とするとされている。

敷衍するに、たな卸資産が「売るための資産」であることに着目し、その資産が失われて収入が得られたのであれば、結局、それはたな卸資産を売ったのと同じと考えて事業所得を計算してよい、という趣旨として理解できる（なお、他人の不法行為などにより失われたたな卸資産の損失額は、期末のたな卸資産評価を通じて、原価としてその年分の必要経費に算入される（所得税47）⁽³⁰⁾。このような趣旨として理解した場合には、「売るための資産」とはいえない「消耗品で貯蔵中のもの」など（所得税2①十六、令3六・七）につき損失を受けたことにより取得する損害賠償金等まで非課税の対象から外されていることになり、やや過大包摂ではないかという指摘をすることができるが、必要経費に算入される金額を補てんするための損害賠償金等に該当するのであればやはり非課税の対象から外れる。

また、「売るための資産」とはいえない業務用の固定資産につき損失を受けたことにより取得する損害賠償金等は、非課税の対象から外されていないが、かかる資産に生じた損失の金額のうち、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額は、必要経費に算入されない（所得税51①括弧書）⁽³¹⁾。損害賠償金等の収入は非

(30) 佐藤・前掲注(16)『スタンダード所得税法』217頁参照。

課税とされるとともに、損失は必要経費とされないことから、「収支両落ち」といわれる⁽³²⁾。ただし、このような損害賠償金等の扱いは、根拠規定を見れば明らかなように、損失を補てんする範囲によって制限されていないため、固定資産に生じた損失について、必要経費に算入できる資産損失の金額を超える損害賠償金等を受け取った場合にも、その超える部分は非課税となる。これが合理的な取扱いといえるかどうかは検討の余地があることが指摘されている⁽³³⁾。上記のたな卸資産等以外の資産が消滅して交換価値相当額の損害賠償金を得た場合、客観的にはキャピタルゲインが実現する場合があるが、この場合でも令94条及び95条の規定から明らかなように、これが「不法行為その他突発的な事故による」損害賠償金の場合には、譲渡所得とみなして課税することはせず、非課税所得としている。このことについて、主観的には意思に反した評価益の実現であり課税するのがかわいそうといえても、客観的にはキャピタルゲインが実現して資産保有者の手で現金化しているわけであるから、譲渡所得課税をすべきであるという見解もある⁽³⁴⁾(前記2(5)資産の帳簿価額を上回る損害賠償金も参照)。上記4種類の所得に係る「業務を行わない者」が保有している土地を不法占拠され、賃料相当額の損害賠償金を受け取った場合、これは消極的損害に対する賠償金に相当するが、「業務を行う者」ではないので令94条を満たさず、現行法上は令30条2号に戻って非課税所得とするほかはないが、当該賠償金は明らかに純資産を増加させるものであるし、帰属所得そのものと異なり賠償を受けた以上、所得として実現しているのだから、理論的には、業務を行わない者が受け取るものも課税すべきである、という見解も示されている⁽³⁵⁾。

これらの点については、評価の困難性や国民感情という説明⁽³⁶⁾、あるいは執行の便宜という説明がどこまで一般論において説得力を有するかを検討した上で、「収支両建て」などによって課税の方向で改正することも視野に入れるべきであろう。令94条1項という1つの条文に二面性をもたせることの是非も再検討されるべきである。もっとも、昭和38年12月付け政府税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」において、「固定資産等の損失について受けた損害賠償金や損害保険金については、原状回復の趣旨からするキャピタル・ゲインの強制的実現とみられるので、通常のキャピタル・ゲインと同一視することは適当でない」とした上で、法人と異なり、「個人については、当該収入の性質のほか、その記帳能力並びに損害を受けた者の人的、主観的な事情を勘案するときは、現行のように、しいて圧縮記帳を行なうことなく収入金の全額を非課税とすることはやむをえない」として⁽³⁷⁾、結局現行の制度が維持されているという経緯もあることに留意が必要である⁽³⁸⁾。

(31) 課税された場合の原状回復可能性についても言及する見解として、岡・前掲注(5)37~38頁参照。

(32) 所得税法51条3項及び4項、62条1項、70条3項、72条1項なども二重控除を防止する「収支両落ち」の規定として挙げられる。篠原・前掲注(18)42頁参照。

(33) 佐藤・前掲注(16)『スタンダード所得税法』231頁参照。

(34) 岡・前掲注(5)38頁参照。宮崎裕士「個人所得税における資産損失に伴う受領損害賠償金—包括的所得概念下における所得を中心として—」熊本学園会計専門職紀要6号37頁も同旨。

(35) 篠原・前掲注(18)41頁参照。

(36) 奥谷健「損害賠償金と非課税『所得』」税務事例42巻1号8頁参照。

(37) 上記答申5頁。

②【収益補償要件】

【収益補償要件】とは、その金員が上記4種類の所得を生ずべき業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により、当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するものであること、というものである。この【収益補償要件】は、①の【特定資産損失要件】と異なり、これ単体で見た場合には資産の損失に紐付けされていない。しかしながら、とりわけ令30条2号との関係では、資産の損失に紐付けられた上記業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するものが非課税の対象から外れる。損害賠償金や補償金の複合的性格も考えると、場合によっては、【特定資産損失要件】と【収益補償要件】の両方に該当するようなものも想定される可能性があるし、人的損害と物的損害という二分論の合理性の再検討も視界に入ってくる。

また、「当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの」という部分について、「その他の」の直前は包括的例示、「その他」の前後は並列関係を意味するのが通常であるし、これらの法令用語を同一の条文内で使い分けていることは明らかであるから、補償金の原因（となる事由）は広いものとなる可能性がある⁽³⁹⁾。他方、「休止、転換、廃止という業務主の意思に基づく行為を前提としていること、また補償金という文言からしても、本来は、『合意に基づき』取得する補償金を意味すると解され、『意思に基づかず』受けた損害の賠償金は、原則として含まれない」という見解もある⁽⁴⁰⁾。

(38) なお、資産の譲渡（ないし資産の消滅、価値減少）に対してその対価、補償金等の収入があり、客観的には当該資産の既往の値上がり益の実現と見られるような場合でも、それが権利者の任意の意思に基づかない「不本意な財産転換」としての収入であるならばその機会にその所得に課税することは適当でなく、課税繰延べなどの措置が採られるのか相当であり、火災保険金等の収入に関して、所得税法の場合も法人税法と同様に、本来なら課税繰延べの方が理論的だが、税務執行上の考慮から、旧資産のキャピタルゲインを永久的に免除する非課税所得とされているという指摘として、植松守雄「キャピタル・ゲイン課税の問題点」金子宏編著『21世紀を支える税制の論理第2巻 所得税の理論と課題〔2訂版〕』203～204頁（税務経理協会2001）参照。

(39) この辺りの議論について、酒井・前掲注（28）「所得税法上の非課税対象となる商品先物取引に係る和解金」46頁以下参照。なお、同論稿48頁は、「これに類するもの」をも対象としていることなどから、「収入金額に代わる性質を有するもの」とは、営業活動に限らず、所得稼得活動から生じた経済的な価値の流入を全般的に含めて理解するのが相当であると論じられる。

また、同論稿50頁以下では、94条1項2号にいう「業務性」を判断するにあたって、ここでいう「当該業務」とは、「当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止」という例示に関係するようなある種の所得稼得活動のみを指すのであり、消費活動の延長で得られた利益が雑所得に該当するというような場面は多々あるが、「当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止」という例示があるからには、かような例示が意味をなすような活動でなければならず、いかなる雑所得を生じる活動でもよいというわけではないという見解に接続させており、興味深い。この点に関して、大分地判平成21年7月6日税資259号順号11239は、「本件和解金の実質は不法行為に基づく損害賠償金及び遅延損害金であるところ、…上記損害賠償金は、本件先物取引の売買差損等によりXの生活用資産である金銭等の資産に加えられた損害に基因して取得した損害賠償金であり、収益補償ではないと認められる」としていたが、この判示部分は控訴審・福岡高判平成22年10月12日税資260号順号11530で削除されている。

(40) 岡・前掲注（6）46頁。

Ⅲ 税調答申と非課税とすることの理論的根拠

1 昭和36年12月付け政府税制調査会「税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明」

取得の原因や損害の種類等に応じて非課税所得となる保険金や損害賠償金等を類型化する現行制度の原型は、昭和37年度改正によって形作られた。昭和36年12月付け政府税制調査会「税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明」は、同改正の背後にある考え方を説明するものであり、その内容は現行制度を読み解く際に重宝されている。

(1) 人的損害に対する補償

上記答申は、「人的損害に対する補償」について、次のとおり述べている⁽⁴¹⁾。

「人的損害により受ける補償金等は、精神的損害に対する慰しや料、肉体的損害に対する医療費等のみならず、現在給与所得者が業務上の災害に基づいて受ける休業補償費等を非課税とする考え方を拡張して、人的損害に基因して失われた利益の補償であるかぎり、たとえそれが事業所得又はこれに準ずるものの収入金額の補償であつても、非課税とすることが一般の常識にも合致し、適当であると認めた。

もつとも、このような取扱いとする反面、休業中に要した従業員の給料等補償された収入金額に見合う経費となるべき金額は、事業所得等の計算上必要経費としないこととする必要がある。」

上記答申は、整備の方向性として、「その性質上、あまり理論にのみはしめることは適当ではなく、常識的に支持されるものでなければならない」ことを宣言している⁽⁴²⁾。損害に基因して勤務に従事することができなかつたことによる給与の補償又は業務に従事することができなかつたことによる収益の補償として受けるものであつても、それが心身に加えられた損害につき支払を受けるものであれば非課税とする理由は、常識論、あるいは一般国民の感情に配慮した心情論による帰結ということになる。立案担当者も上記答申と同様の説明をしている⁽⁴³⁾。

上記答申は、人的損害により受ける補償金等について、①精神的損害に対するもの、②肉体的損害に対するもの、③休業補償又は収益補償の3つに区分し、これらはすべて非課税であるとの結論を示しているところ、③については上記のとおり非課税とする理由を述べているが、①と②については述べていない。物的損害に係る説明（後記(2)参照）によれば、①と②が非課税であると考えられた理由は、不法行為がなかつたならば課税されなかつたはずであるからであり、したがって、所得税法9条1項17号及び令30条のうち人的損害により受ける補償金等について定める部分の趣旨は、不法行為がなかつたならば課税されなかつたはずのものには課税しないという考え方を前提としつつ、沿革の事情に鑑みたものである、という理解が示されている⁽⁴⁴⁾。

(41) 上記答申 557 頁。

(42) 上記答申 557 頁。

(43) 岡崎一郎「所得税法の一部改正について」財政経済弘報 928 号 3 頁、米山・前掲注 (3) 21 頁参照。

(2) 物的損害に対する補償

上記答申では、「物的損害に対する補償」について、次のとおり記述している⁽⁴⁵⁾。

「物的損害に対する補償については、それが不法行為その他突発事故による損失であるか、それ以外の損失、すなわち契約、取用等による資産の移転ないし消滅に基づく損失であるかによって区分するとともに、さらに、その対象となる資産が生活用資産であるか、又はそれ以外の資産であるかどうかによつて区別してその取扱いを定めるのが適当である。

すなわち、不法行為その他突発事故による損失はまさしく災害による損失であり、そのような損失の補償と、契約、取用等の場合のように当事者の合意に基づくか、あるいは強制的な要素があるにしても社会的に合意が要請されている場合の損失の補償とは、事情が異なるし、また、補償の対象が収益を目的としない生活用資産である場合と、なんらかの形の収益をあげることが目的として保有されるそれ以外の資産である場合とでは、その取扱いを異にして考えるのが適当である。

このような見地から、次のように区分して、その取扱いを定めることが適当であると認めた。

① 不法行為その他の突発事故によるもの

生活用資産に関する損害に対する補償金等については、これによつて補てんされる利益は、もし、その損害がなかつたならば課税されなかつたはずである資産の評価益又は自家家賃等のいわゆるインビューテッド・インカムとしての性質をもつものであるから、その補償が資産の滅失又は価値の減少等の資産損失に対するものであるか、資産の使用料相当額等の補償であるかを問わず、非課税とする。ただしたとえば居室が不法占拠されたような場合でも、示談が成立して通常の契約関係が成立したと認められるときは、それ以後の補償は課税所得とする。

次に、生活用資産以外の資産に関する損害に対する補償金等については、資産損失に対する補償金は、たとえそれが事業用建物のようなものの損失に対するものであつても、もしその損失がなかつたならば、その評価益には課税されなかつたはずであるから、生活用資産と同様非課税とし、一方たな卸資産に対する補償、休業補償等のような収益補償は、本来課税されるべき所得に代わるべき性質のものであるから、課税所得とする。

② 契約又は取用等の行政処分等①以外の事由によるもの

契約又は取用等の行政処分等①以外の事由による損失補償は、損害を受けた者の合意があるか、又は社会的に合意が要請される性質のものであるから、現行どおり課税所得とし、取用等の場合は、租税特別措置による軽減等を認めることとする。〔下線筆者〕

(44) 宮崎綾望「所得税法上の損害賠償金非課税規定の理論的根拠—米国における議論を参考に—」産大法学 46 卷 4 号 126 頁参照。

(45) 上記答申 557～558 頁。

昭和37年度改正の立案担当者は、おおむね上記答申に沿った説明をしている。すなわち、「これは、その保険金、損害賠償金等をその資産の性質が本来販売目的のものであるかどうか、賃貸する目的のものであるかどうか等の区分に従って課否の基準を定めたもので、固定資産等の本来売却を目的としないものの資産については、損害がなかったらその所得は実現しなかったもので、損害によりたまたま実現させられたものであるからこれを非課税とし、また、本来賃貸等を目的としない生活用資産や固定資産の不法占拠により受けるものは、いわば課税されない立前の自家家賃等の利益が補償されたに過ぎないものであるところからこれを非課税とし、反面、売却目的資産の損失補償金や賃貸目的の貸家や特許権の不法使用等による損害賠償金は、本来の収入金額が形を変えて入ってきたものといえるところからこれを課税所得とすることとしたものである」としている⁽⁴⁶⁾。また、「資産の損害につき受けるものであつても、例えばジェット機の墜落による家屋の損害とか、住居の不法占拠による損害とかの賠償金は被災者にとっては全く不本意な所得の実現であることにかえりみ非課税とされましたが、たな卸資産のような販売を目的とするものの損害賠償金は、本来予定している所得の実現に代るものですから事業上の収入金額に算入され、非課税とはなりません」と説明するものもある⁽⁴⁷⁾。

上記答申の説明に依拠して、物的損害に対する補償金等のうち非課税とされるものとそうではないものの判断基準は、「相手方の合意をえない予想されない災害」によるものか否かと、「その損害がなかったならば課税されなかったはずである」か否かであるといえることが指摘されている⁽⁴⁸⁾。

2 非課税とすることの理論的根拠

一定の保険金や損害賠償金等を非課税とすることの理論的根拠についてももう少し考察しておく。既述のとおり、現行所得税法は包括的所得概念を採用している。これによれば、理論上ないし理念上の所得とは、人が収入等の形で新たに取得するすべての経済的利得であり、反復的・継続的利得のみでなく、一時的・偶発的・恩恵的利得も所得に含まれる。そうであるにもかかわらず、所得税法9条1項17号及び令30条が一定の保険金や損害賠償金を非課税とすることの理論的根拠は奈辺にあるのか。

この点については、通常、保険金や損害賠償金も、損害の回復であって、所得ではないという説明がなされる⁽⁴⁹⁾。なるほど、損害の回復であれば純資産は増加しないため、包

(46) 米山・前掲注(3)22頁。岡崎・前掲注(43)3頁、柿谷昭男「所得税制の整備に関する改正について」税通7巻6号46頁も同旨。

(47) 後藤・前掲注(13)54~55頁。

(48) 宮崎・前掲注(44)127頁参照。宮崎・同論稿127~128頁は、税制調査会の考える「常識」は、不法行為の前後で納税者の租税負担が変わらないことを意味するものであり、不法行為がなかったならば課税されなかったはずのものには課税されるべきでないという考え方が基礎にあるとされる。その上で、このような考え方は、必ずしも租税理論から導き出されるものではないとした上で、わが国の損害賠償金非課税規定は、包括的所得概念又は投下資本の回収理論により説明するよりも、不法行為制度に配慮した規定であると割り切ることにより、より一貫性のある理解ができるという見解を示される。

(49) 金子・前掲注(17)197頁参照。損失又は損害の補てんの性質を有するものであるから課税の担税力がないと認められるので非課税とされていると説明するものとして、杉村章三郎ほか『所得税法』41頁(大蔵出版1953)参照。

括的所得概念を前提にするとしても、所得ではないといえよう。もっとも、この説明は、物的損害を想定すると得心がいくが、人的損害の場合には当てはめづらいという問題にぶつかる。理論上の分析ツールとして、包括的所得概念の提唱者たるサイモンズの所得の定式 ($Y = c + \Delta W$) がしばしば用いられる。サイモンズによると、個人所得とは、①消費によって行使された権利の市場価値と、②当該期間の期首から期末の間における財産権の蓄積の価値の変化の合計（代数和）である。言い換えれば、所得とは、期末の富に期中の消費を加算し、そこから期首の富を差し引くことによって得られた結果にすぎない⁽⁵⁰⁾。人的損害について、サイモンズの定式はうまくマッチしない。財産権の蓄積について資産の増減を問題にしており、人的資本を考えていないからである⁽⁵¹⁾。

また、例えば、傷害の場合にこの論理を適用しようとするならば、傷害又は痛みなどを所得計算上マイナスに計上しなければならないことになるが、このような傷害や苦しみ、あるいは、その反対の場合である健康や楽しみは、一般には所得計算上はプラスにもマイナスにも計上されない。このことを考えると、傷害に基づく損害賠償金等は所得計算上、原理的に非課税であると断じることには、ややためらいが残ることを指摘する見解がある⁽⁵²⁾。結局、この見解は、現行法上の損害賠償金等の非課税規定の骨格を作った上記答申が、「その性質上、あまり理論にのみはしることは適当ではなく、常識的に支持されるものでなければならない」と述べていることをもって、現行法の実質的な根拠は国民感情をも十分に考慮すべきであるという点にあるとも考えられるとしている⁽⁵³⁾。同様に、損害賠償金等の非課税取扱いの理由は、それが損失の回復にすぎないから（不法行為や事故が発生する前と比較して純資産の増加がない）と説明されることが多いが、例えば値上がり資産の含み益部分や給与所得者の得べかり賃金（逸失利益）のように、不法行為や事故がなければ課税されるはずの金額まで非課税となっている点をとらまえて、損失の回復以上の被害者への配慮が行われている、という指摘もある⁽⁵⁴⁾。

包括的所得概念を前提として、理論上、一定の保険金や損害賠償金が所得に該当しないということができるとしても、実定法上、所得は収入金額から必要経費を控除して算出することを基本しているから、実定法上の所得算出過程の入り口部分ともいえる収入金額に

(50) See HENRY C. SIMONS, PERSONAL INCOME TAXATION 50 (1938).

(51) 増井良啓『租税法入門 [2版]』77頁（有斐閣2018）参照。人間資本（human capital）的な議論に基づく、課税又は非課税の議論が展開される可能性もあるところ、こうした判断困難な問題に一定の割り切りを行うため、所得税法9条1項17号が制定されたと理解することが適当であるという見解も示されている。岡村忠生『所得税法講義』36～37頁（成文堂2007）参照。

(52) 佐藤英明「判批」ジュリ984号207頁参照。心身への損害によって減少する財産はないとすれば、心身への損害に対する賠償金の支払は、被害者の資産を増加させるものであって、「所得」として捉えられることになる。つまり、心身への侵害に対する賠償金はまさに「所得」とであるという見解として、奥谷・前掲注(36)7頁参照。

(53) 佐藤・前掲注(52)207頁参照。

(54) 高橋祐介「税は自ら助くる消費者を助く?—投資家の受領した損害賠償課税を中心として—」NBL984号94頁参照。なお、実害と損害賠償額との過不足額が把握できない、又は失われた稼働能力の補填の部分と得べかりし利益喪失に対する補償の部分との区分の立証等が現実には非常に困難であるという事情も含めて所得税法は損害賠償金を非課税としているという見解について、税法学258号の「第42回大会記録」12頁の吉良実教授の発言参照。

も目配りをしておく⁽⁵⁵⁾。理論上所得といえるが種々の理由から実定法上はこの入り口部分で排除されているともいえる帰属所得とは逆に、理論上、所得に該当しない保険金や損害賠償金であっても収入金額に該当するというべきか（実定法上、必要経費による控除を経て、結果として所得金額が零となることを否定するものではない）、総額的な所得計算の役割を有する収入金額それ自体の内部に純額的なフィルターが存在するのではないか、非課税所得の規定は収入金額をも構成しないという点においても意味を有するのか⁽⁵⁶⁾、という議論にも接続し得る。

このように見てくると、裁判所による所得税法9条1項17号の理解について、①損害賠償金は所得ではないとする理解（損害の補てん＝利得の発生がないという説明、損害の補てん＝担税力がないという説明）と、②非課税規定は被害者に対する同情等による立法措置であるとする理解という大きく分けて2つ系統があることにも合点がいく⁽⁵⁷⁾。

IV 暗号資産との関係

1 国税庁の見解

以下では、私法上の性質や性格付けが不確かな暗号資産（仮想通貨）という新しい素材を用いて、個人が受領する損害賠償金や補償金の課税上の問題にアプローチする。具体的には、暗号資産を預けていた暗号資産交換業者が不正送信被害に遭い、預かった暗号資産を返還することができなくなったとして、顧客が日本円による補償金の支払を受けたケースを想定する⁽⁵⁸⁾。このようなケースの課税関係について、タックスアンサーNo. 1525「仮想通貨交換業者から仮想通貨に代えて金銭の補償を受けた場合」において、次のとおり、非課税所得に該当しないという国税庁の見解が示されている。

問

仮想通貨を預けていた仮想通貨交換業者が不正送信被害に遭い、預かった仮想通貨を返還することができなくなったとして、日本円による補償金の支払を受けました。この補償金の額は、預けていた仮想通貨の保有数量に対して、返還できなくなった時点での価額等を基に算出した1単位当たりの仮想通貨の価額を乗じた金額となっています。この補償金は、損害賠償金として非課税所得に該当しますか。

(55) 損害賠償金は経済的価値の流入であって「所得」というよりは「収入」といえるという見解として、奥谷・前掲注(36)6頁参照。佐藤・前掲注(16)『スタンダード所得税法』16頁も参照。

(56) 「収入」（キャッシュフロー）の事実があり、それが非課税規定に該当しなかったとしても、そのすべてが収入金額に算入されるわけではなく、非課税規定に該当しない場合においても、そもそも収入金額といえるかどうかを吟味すべきこと及び一定の譲渡益の非課税は、収入金額から取得費を控除したネットの金額（純額）の非課税を定めているが、非課税所得は、原則として、収入金額に算入されないと考えられることを指摘するものとして、岡村・前掲注(51)11～12頁参照。収入金額を巡る議論について、岡村忠生「収入金額に関する一考察」法学論叢158巻5=6号192頁以下参照。

(57) 宮崎・前掲注(44)123頁参照。

答

一般的に、損害賠償金として支払われる金銭であっても、本来所得となるべきもの又は得べかりし利益を喪失した場合にこれが賠償される時は、非課税にならないものとされています。

ご質問の課税関係については、顧客と仮想通貨交換業者の契約内容やその補償金の性質などを総合勘案して判断することになりますが、一般的に、顧客から預かった仮想通貨を返還できない場合に支払われる補償金は、返還できなくなった仮想通貨に代えて支払われる金銭であり、その補償金と同額で仮想通貨を売却したことにより金銭を得たのと同じの結果となることから、本来所得となるべきもの又は得られたであろう利益を喪失した部分が含まれているものと考えられます。

したがって、ご質問の補償金は、非課税となる損害賠償金には該当せず、雑所得として課税の対象となります。

なお、補償金の計算の基礎となった1単位当たりの仮想通貨の価額がもともとの取得単価よりも低額である場合には、雑所得の金額の計算上、損失が生じることになりますので、その場合には、その損失を他の雑所得の金額と通算することができます。

(所法 35, 36)

2 暗号資産の法的性質や性格付け

暗号資産の私法上の性質等について論及しておこう。現在のところ、暗号資産の私法上の性質や性格付け、あるいは暗号資産の法律関係は解釈に委ねられる。紙幅の都合上、詳細を述べることはできないが⁽⁵⁹⁾、暗号資産の私法上の性質に関する議論を概観すると、ビットコインに代表されるような暗号資産の私法上の性質は現時点では見解の一致をみな

(58) 実際の例として、平成 30 年 9 月に、テックビューロ株式会社が運営する暗号資産取引所 Zaif では、外部からの不正アクセスによりハッキング被害を受け、同社が管理する暗号資産（ビットコイン、ビットコインキャッシュ、MONA コイン）のうちの一部が外部に不正流出した。同社は、補償の内容等について次のとおり説明している。「MONA コインにつきましては、市場流通量がビットコイン等と比較して乏しく、今回の流出事件により消失した分量に相当する仮想通貨を市場から調達することが著しく困難な状態でした。そこで、弊社は株式会社フィスコ仮想通貨取引所と協議の上、MONA コインを保有されるお客様に対しては、仮想通貨の価値に相当する日本円をお支払いする方法による補償をさせていただくこととなりました。そして、補償金額は『1MONA コイン当たり 144,548 円』とさせていただきます。この金額は平成 30 年 10 月 9 日午前 9 時のビットフライヤー社、及びビットバンク社における相場の間値を採用させていただきました。なお、同時刻の本取引所における相場は 128 円であり、この金額を上回る補償をさせていただくこととなります。また、お客様への補償は、お客様が保有される MONA コインの全部について日本円に転換してお支払をするというものではありません。弊社は今回の流出事件により、弊社が預かり保管する MONA コインの約 4 割の部分が消失しました。従って、消失せずに残った約 6 割の部分についてはお客様に対して MONA コインそのものを返還させていただき、約 4 割の消失した部分について日本円に換えてお支払いをさせていただきます。」

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000098.000012906.html>

なお、本稿で引用する URL の最終閲覧日はいずれも令和 2 年 9 月 10 日である。

(59) この点については、泉絢也「暗号資産（仮想通貨）取引と課税—私法上の性質論等の議論から得られる示唆—」租税理論研究叢書 30 号所収予定参照。

い。敷衍すると、所有権の客体ではない、債権ではない、知的財産権ではないという点はおおむね見解が一致しており、いわば“消極的な形”での性質決定という点では局地的な共通理解が観察される。しかしながら、“積極的な形”での性質決定、言い換えれば、暗号資産は所有権や債権などではないとしても、ではどのように説明すべきかという局面においては、見解が対立している。暗号資産は、物権や債権といった私法上の既存の法概念ないし法制度にそのまま当てはまるものではないところ、それらに当たらないことはいえども、それが法的に何であるかを同定することは難しいといわれる⁽⁶⁰⁾。

もっとも、上記のタックスアンサーの事例では、暗号資産交換業者に預託していたケースが想定されている。個別の契約や仕組みにもよるが、通常、暗号資産交換業者に暗号資産を預託していた顧客が有するのは暗号資産そのものではなく、その預け先である暗号資産交換業者に対する債権（返還債権）ということになろう⁽⁶¹⁾。

3 考察

(1) 令30条の「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」該当性

上記タックスアンサーでまず目を惹くのは、非課税にならない損害賠償金について、「一般的に、損害賠償金として支払われる金銭であっても、本来所得となるべきもの又は得べかりし利益を喪失した場合にこれが賠償されるときは、非課税にならない」という規範を述べ、これを拠り所として結論を導いていることである。なるほど、裁判例の中には、損害賠償金等のすべてが非課税所得ということはできず、非課税となるのは実質的な意味での損害賠償金等であって、本来所得となるべきものや得べかりし利益を喪失した部分が損害賠償金等の名目で支払われた場合には、実質的には所得を得たのと同様の結果となるから、非課税所得に当たらない旨を判示するものも存在する⁽⁶²⁾。用語法を検討すべき点は多少残ることを考慮しても⁽⁶³⁾、国税庁が掲げた規範の内容は、基本的には妥当な解釈であり、損害賠償金等の非課税所得制度の大枠を捉えたものといえよう。

もっとも、大枠の説明としては認めることができるとしても、租税法律主義の原則がある以上、正確な規範内容は明文の規定に根差して語られるべきである。これまで見てきたとおり、現行制度には、実質的には所得を得たのと同じようなものが非課税とされているなど、規定の細部においては、必ずしも上記のような大枠の説明と適合しないものも存在する。

そこで、これまで整理してきたところに基づいて、上記ケースの補償金が非課税所得に該当するかを検討する際の関係諸規定の内容を簡述しておく。この場合の補償金は、心身

(60) 森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金法2095号14頁参照。

(61) 金融法務委員会「仮想通貨の私法上の位置付けに関する論点整理」17頁参照。

<http://www.flb.gr.jp/jdoc/publication55-j.pdf>. 道垣内弘人「仮想通貨の法的性質—担保物としての適格性—」道垣内弘人ほか編『社会の発展と民法学 上巻』496頁（成文堂2019）も参照。個人が暗号資産交換業者を通じて保有する場合の暗号資産の私法上の位置付けに焦点を当てた研究として、柳田宗彦「暗号資産（仮想通貨）の交換業者において取引する者に係る私法上の考察」国際取引私法学会5号151頁以下参照。

(62) 大阪地判昭和41年8月8日税資45号134頁、札幌高判平成5年7月20日税資198号329頁参照。

(63) 酒井克彦『所得税法の論点研究』51頁（財経詳報社2011）参照。

に加えられた損害につき支払を受けるものではなく、保険金や見舞金でもないため、所得税法9条1項17号から委任を受けた令30条2号の「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」に該当するかを検討することになる。

暗号資産を預けていた暗号資産交換業者が不正送信被害に遭い、預かった暗号資産を返還することができなくなったことからすれば、不法行為その他突発的な事故を原因として損害が発生したといえるであろう（ただし、交換業者自体は不正送信の加害者ではなく被害者であり、このことが、検討対象となる顧客における損害の原因の評価にどのような影響を与えるか、交換業者の落ち度大きい場合に損害の原因の評価にどのような影響を与えるか、交換業者の債務不履行として捉える場合に「不法行為その他突発的な事故」に基因するものといえるかといった点について、考察を進める余地はある）。「資産」に加えられた損害であるかという点について、詳述は避けるが、物権や債権としては構成し難いものの、財産的価値を有し、秘密鍵によって排他的な管理・支配に服する暗号資産は、それ自体、一般に、所得税法上の「資産」に該当するという理解が妥当する。このことは、令和元年度改正により、所得税法2条1項16号の「棚卸資産」から資金決済法上の暗号資産が除外されたことから裏付けることができる。暗号資産は所得税法33条の資産（譲渡所得の基因となる資産）に該当しないという立場である国税庁自身も、このことは認めているし、このような立場と理解を併有する国税庁内部において論理矛盾が生じているわけでもない⁽⁶⁴⁾。

なお、ケースによっては、前記Ⅱ2(6)の必要経費算入部分の除外に該当するものの有無を精査すべき場合もあり得る。

(2) 令94条の適用の有無

次に検討すべきは、令94条の適用の有無である。前記Ⅱ3における整理を踏まえ上記ケースに照らして説明すると、その支払を受ける補償金について、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う居住者が受ける補償金であること（【所得分類要件】）、その業務の遂行により生ずべき上記4種類の所得に係る収入金額に代わる性質を有するものであること（【収入金額代替性質要件】）という各要件を満たし、かつ、当該業務に係るたな資産、準たな卸資産等につき損失を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金、見舞金その他これらに類するものであること（【特定資産損失要件】）又は当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により、当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これらに類するものであること【収益補償要件】のいずれかの要件を満たすと、当該補償金は非課税所得に該当せず、これらの所得に係る収入金額とされる。

【所得分類要件】について、国税庁は、暗号資産の譲渡による所得は雑所得に該当するという立場であり、さらにいえば、事業所得に該当する余地を認めるものの、譲渡所得に該当する余地はないというものである。この点について、国税庁の見解に対しては疑問を提起し得ることや、理論上、譲渡所得に該当するという見解もあり得ることは筆者がこれまでの論稿で指摘してきたとおりである（国会における関係者の答弁を見る限り、国税庁

(64) この辺りの議論について、詳しくは泉絢也「なぜ、暗号資産（仮想通貨、暗号通貨）の譲渡による所得は譲渡所得に該当しないのか？—国会における議論を手掛かりとして—」千葉商大論叢57巻1号117～119頁参照。

は譲渡所得に該当する余地を認める方向に傾いている可能性もあるが、かような動きに対しては、これまでの見解との間で論理矛盾を引き起こすという批判をなし得る⁽⁶⁵⁾。令和元年度改正により、所得税法48条の2に、事業所得の金額又は雑所得に係る暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法に関する定めが創設された⁽⁶⁶⁾。この規定は暗号資産の譲渡による所得が事業所得又は雑所得に該当し得ることを前提としているが、譲渡所得に該当する可能性を遮断することまでを積極的に定めたものではないと解される。譲渡所得に該当する場合には、収入金額に代わる性質を有する金員であったとしても、少なくとも【所得分類要件】や【収入金額代替性質要件】を満たさないため、上記補償金は非課税となる可能性が出てくる。収入金額に代わる性質を有する金員であるにもかかわらず、上記4種類の所得に該当しないという理由で非課税となることは、包括的所得概念や実定法上の所得計算の入り口に位置する収入金額への適合性という観点から疑問が惹起されるが、客観的にはキャピタルゲインが実現している場合でも、これに課税されないことになるというⅡ3(4)①で見た問題領域に逢着したものといえよう。

国税庁の上記タックスアンサーについては、(国税庁が雑所得とする理論構成に対する理解は筆者と異なるが)暗号資産の譲渡による所得を雑所得とすることに疑念を抱きつつも、雑所得であることを是とするのであれば、暗号資産は準たな卸資産に該当するため、上記補償金が令94条柱書の「不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行なう居住者が受ける次に掲げるもの」に該当することを否定することは難しいという見解が示されている。この見解は、上記補償金について、【所得分類要件】を満たすことを所与のものとした場合に、【特定資産損失要件】を満たすと解した上で、非課税所得に該当するか否かは、補償金が「収入金額に代わる性質を有する」か否かという点が分水嶺となると考えられるとして、【収入金額代替性質要件】に焦点を当てる。そして、「理論的には、顧客が受領する補償金は、顧客が喪失した仮想通貨という資産を回復するためのものであり、必ずしもいずれかの時点で売却した場合と同額の金銭を受け取ることができないわけではないことを強調し、いわば収入金額獲得と直接の関係をもたない資産の減少それ自体を補填するためのものに過ぎない等と主張することも考えられる」が、「非課税所得から『収入金額に代わる性質を有する』損害賠償金が除かれているのは、商品を手放して金銭を得ている点で、商品を販売して金銭を受領する場合と経済実態が同様であるためであるとの見解があることに鑑みると、実態(結果)を強調する国税庁の立場に比べて、説得力の点では難点があると言わざるを得ない。このため、国税庁の見解のように、非課税所得に該当しない、という結論も論理的には不合理ではない」とされる⁽⁶⁷⁾。

筆者もこの見解におおむね賛同するが、同じように【所得分類要件】を満たすことを所与のものとした場合であっても、いくつか検討すべき点があることを指摘しておきたい。

(65) 泉・前掲注(64)参照。泉絢也「仮想通貨の譲渡(売却又は使用)と所得税法上の所得区分—外国通貨や為替差損益に対する課税問題も視野に入れて—」税務事例50巻10号13頁以下、同「仮想通貨(暗号通貨、暗号資産)の譲渡による所得の譲渡所得該当性—アメリカ連邦所得税におけるキャピタルゲイン及び為替差損益の取扱いを手掛かりとして—」税法学581号3頁以下も参照。

(66) この規定によって、ハッキング等による暗号資産の損失が譲渡原価で考慮されることになれば、かかる損失はたな卸資産に準じた処理となるといえよう。

国税庁のように、暗号資産の譲渡による所得は、通常、雑所得に該当するという立場に立つとしても、次のように暗号資産構成と債権構成のいずれを採用すべきであろうか。すなわち、暗号資産を預けていた暗号資産交換業者が不正送信被害に遭い、暗号資産を返還することができなくなったとして、日本円による補償金の支払を受けたケースでは、顧客からすれば、それは、暗号資産という資産の損害に基因して支払を受けたものであるのか（暗号資産構成）、前記2で見たように暗号資産交換業者に暗号資産を預託していた顧客が有するのは暗号資産そのものではなく、その預け先である暗号資産交換業者に対する債権という資産の損害に基因して支払を受けたものであるのか（債権構成）⁽⁶⁸⁾。上記見解は、暗号資産構成を採用しているように思われるが、仮に、債権構成をとると、このような債権が【特定資産損失要件】に係る準たな卸資産⁽⁶⁹⁾に該当するかという問題を提起することができる⁽⁷⁰⁾。

暗号資産構成による場合は、令和元年度改正によって、「棚卸資産」（所得税2①十六）から除外された暗号資産が準たな卸資産として復活を遂げるような形になるかという点が検討すべき課題となる。現金は「棚卸資産」や「固定資産」（所得税2①十八）にも該当しないところ⁽⁷¹⁾、暗号資産を金銭に寄せて捉える見解を採用した場合に⁽⁷²⁾、暗号資産も「棚卸資産」や「固定資産」に該当せず、ひいては準たな卸資産にも該当しないという議論への展開があり得るか、あるいは上記令和元年度改正は暗号資産が「棚卸資産」に含まれ得

(67) 佐々木秀「仮想通貨の譲渡、流出補償で個人の所得課税はどうか」朝日新聞デジタル・法と経済のジャーナル（平成31年2月13日）参照。

<https://judiciary.asahi.com/outlook/2019012400003.html>

(68) 形式上は預け先である暗号資産交換業者に対する債権の損害に基因して支払を受けたものであるが、非課税所得該当性を検討する際には、実質的に見て暗号資産という資産の損害に基因して支払を受けたものという見方が成り立つか。実質的に捉える見方について、例えば、人身傷害補償保険に係る保険者が死亡し、保険金請求権者が保険金を受領した場合に、保険会社が保険金請求権者の有していた損害賠償請求権を取得し、事故の相手方等に対して代位請求することから、実質的に損害賠償金として取り扱うことを認める平成11年10月18日付け国税庁「人身傷害補償保険金に係る所得税、相続税及び贈与税の取扱い等について（法令解釈通達）」（課審5-2ほか）が参考になるかもしれない。

(69) 準たな卸資産の意義等について、酒井克彦「準棚卸資産の譲渡による所得は雑所得か（上）・（下）—『準棚卸資産が先か雑所得が先か』を巡る議論—」税務事例49巻6号1頁以下、7号以下参照。

(70) 参考までに言及しておく、令30条及び94条によって非課税所得とならない雑所得の収入金額に代わる性質を有するものの具体例として、次のようなものを挙げる見解がある。泉・前掲注（25）346頁参照。

① 雑所得の基因となる著作権又は工業所有権等の行使が侵害されたことにより受ける損害賠償金

② 雑所得の基因となる金銭債権等の返済遅滞により受ける遅延利息に相当する損害賠償金

上記見解は、②について、【特定資産損失要件】と【収益補償要件】のいずれに該当すると考えているのかという点を説明していない。上記ケースにおける返還できなくなった暗号資産に代えて支払われる補償金とここで挙げられている元本そのものではなく返済遅滞により受ける遅延利息に相当する損害賠償金とでは性質が異なるから、ここでは【特定資産損失要件】該当性を問題にする必要がないという可能性もあろう。雑所得を生ずべき金銭貸付けの債務不履行に基因して受領する損害賠償金について、田中豊＝岡本勝秀『法人・個人のための損害賠償金をめぐる税務』107～108頁（大蔵財務協会2010）も、「受領した損害賠償金は金銭の貸付けに伴い生じた債務不履行に基づく損害賠償金ですから、貸付金の利子に代わる性格を有すると考えられますので、サラリーマンが受けるものは一般に雑所得とされます」と述べるにとどまっている。なお、金銭に加えられた損害について岡・前掲注（5）39頁、金銭債権という資産に加えられた損害について岡・同論稿41～42頁も参照。

(71) 佐藤・前掲注（16）「個人事業主が犯罪によって受けた損失の扱い」33頁参照。

ることを前提としたものであるため、かような議論への展開は遮断されるのかなど議論は続く。

また、【特定資産損失要件】該当性について、暗号資産構成によるか又は債権構成によるかの別にかかわらず、暗号資産が生活用資産として認められる場合など、個別の事情によってはこの要件を充足せず、上記補償金が非課税所得となる余地がある。例えば、当初から暗号資産を個人的消費に係る支払手段としてのみ使用している場合、あるいは当初は投資目的で暗号資産の売買取引を行っていたものの、投資対象としての魅力がなくなったため、売買することをやめ、個人的消費に係る支払手段としてのみ使用しているような場合などである。クリプトキティなどのゲームを楽しむためにイーサリアムなどの暗号資産での支払が必要となり、暗号資産を支払手段として使用する場合もある。また、業務用の支払手段として使用している場合も上記補償金は非課税の対象になり得る。具体的事例において、決済用途専用の暗号資産について、業務用のものであるか、消費用のものであるかを断ずることが難しいケースも出てきそうである。いずれにしても、上記補償金が非課税所得になるとすれば、ここでも、客観的にはキャピタルゲインが実現している場合でも、これに課税されないことになるという問題が具現化することになるといってよいであろう。

他方、上記補償金が【特定資産損失要件】を満たさないとしても【収益補償要件】を満たすのであれば⁽⁷²⁾、非課税所得の対象から外れることになる。もっとも、【収益補償要件】との関係では、個別具体的な事実関係に左右される面があるものの、「当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由」該当性と「収益の補償」該当性について議論の余地が出てくる。この【収益補償要件】は、①の【特定資産損失要件】と異なり、これ単体で見た場合には資産の損失に紐付けされていない。しかしながら、令30条2号との関係では、資産の損失に紐付けられた上記業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するものが非課税の対象から外れることに注意を要する。よって、損害賠償金や補償金の複合的性格も考えると、【特定資産損失要件】と【収益補償要件】の両方に該当するようなものも想定される可能性があることは前記Ⅱ3(4)②で述べたとおりである。

かように、上記補償金の非課税所得該当性については検討すべき問題や疑問が存在するが、国税庁の上記タックスアンサーの回答は、必ずしも条文に則した回答になっておらず、とりわけ令94条の各要件該当性について具体的にどのように判断しているのか、上記で述べたような個人的消費又は業務用の支払手段として暗号資産を使用している場合にどのような課税関係になるのかという点を明らかにしておらず、上記問題や疑問を解決ないし解消に導くような手掛かりをほとんど提供していない。その結論自体は感覚的に理解を寄せることができるものであるが、根拠規定やその具体的な要件との関係で釈然としな

(72) 暗号資産の性質を金銭に寄せることで、暗号資産の法律関係についても「占有=所有」理論を働かせる見解があり得る。この点については、金融法務委員会・前掲注(61)14頁など参照。大分地判平成21年7月6日(税資259号順号11239)が「本件和解金の実質は不法行為に基づく損害賠償金及び遅延損害金であるところ、…上記損害賠償金は、本件先物取引の売買差損等によりXの生活用資産である金銭等の資産に加えられた損害に基因して取得した損害賠償金であり、収益補償ではないと認められる〔下線筆者〕」という興味深い判示をしていたことが想起されるが、既述のとおり、この判示部分は控訴審で削除されている。

点が残る。

V 結びに代えて

個人が損害賠償金や補償金などの名目で取得する金員の性格は、種々想定され、場合によっては複合的な性格を有するものも存在する上、個人が損害賠償金等を受領した場合の課税関係を律する所得税法の一連の規定は、入り組んでいてわかりづらく、その趣旨を直ちに読み取ることも難しい。本稿では、損害賠償金等に関する所得税の諸規定や趣旨を整理した上で、私法上の性質や性格付けが不確かな暗号資産という新しい素材を用いて、個人が受領する損害賠償金等の課税上の問題を考察した。いわば、3つの複雑性という要素に関わる素材を用いたことになるが、これにより、客観的にはキャピタルゲインが実現している場合でも、これに課税されないことになり得るなど、かねてより指摘されてきた上記諸規定に内在する問題点が再度浮かび上がってきた。令94条1項という1つの条文に所得分類の決定と非課税所得からの除外という二面性をもたせることの是非を再検討すべきであることも強調しておきたい。加えて、暗号資産構成と債権構成のいずれが妥当かという損害を受けた「資産」をどのように捉えるかという視点や令94条1項に係る【特定資産損失要件】と【収益補償要件】の関係性という視点など、暗号資産ならではの具体的

(73) 名古屋地判平成21年9月30日判時2100号28頁は、令94条1項2号は「当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由により当該業務の収益の補償として取得する補償金その他これに類するもの」と定めているから、同号所定の補償金等に該当するものは、休業補償、収益補償等の事業の遂行による得べかりし利益に代わるものであって、実損害を補てんするための損害賠償金がこれに含まれると解することはできないと判示している。

また、東京地判平成25年1月25日税資263号順号12138は、令94条1項2号について、次のとおり判示している（控訴審・東京高判平成26年2月12日税資264号順号12405も参照）。

「[1] ここにいう『収益』については、事業又は事業所から生ずるその帰属の判断について定める所得税法12条及び158条の規定に照らし、また、当該判断を前提に『事業（中略）から生ずる所得』である事業所得の金額の計算について既に述べたように定める同法27条2項の規定も踏まえると、当該業務の遂行により生ずべき所得一般をいい、当該所得の金額を算定するために償却費に係るものを含めた同法等の規定による各種の金額の計算をする前の費用を含むものと解するのが相当であり、[2]『当該業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止その他の事由』については、前記[1]のような収益の意義と同項の規定との対比等に照らせば、そこに例示されたもののほか、それにより当該事業に係る必要経費の金額の増加を生ずるような事由を含むものと解され、当該事業に係る事務所等の移転も、それにより当該事務所等の維持及び管理の業務の内容に変更が生じ当該事業に係る必要経費の金額の増加を生ずるのであれば、上記の事由に該当すると解するのが相当である。

そして、[3] 当該金銭等について、その授受に係る合意等において当該事由により増加する必要経費の金額を補填する趣旨のものとしてされているような場合には、前記[1]のような収益の意義にも鑑みれば、当該金銭等は当該『事由により当該業務の収益の補償として取得する』ものに含まれるといえ、[4] 一般に当該業務の遂行により生ずべき当該事業所得に係る必要経費はそれに係る収入金額によって賄われることが想定されていることを踏まえると、当該金銭等が上記[3]に述べた合意等の趣旨に沿って取得されたときは、当該取得に係る金銭等は当該業務の遂行により生ずべき当該事業所得に係る『収入金額に代わる性質を有するもの』に該当するということができるものと解するのが相当である。その上で、[5] 所得税法施行令94条1項2号は、当該居住者が取得する金銭等が以上のような各要件を満たすものである限り、その名目が『補償金』とはされていなくても、その性質が『これに類するもの』であれば、それを当該事業所得に係る収入金額とするとしたものというべきである。〔下線筆者〕」

な問題視点を得ることができた。

本稿は千葉商科大学の学術研究助成金を受けて研究した成果である。

(2020.9.20 受稿, 2020.10.30 受理)

〔抄 録〕

個人が損害賠償金や補償金などの名目で取得する金員の性格は、種々想定され、場合によっては複合的な性格を有するものも存在する上、個人が損害賠償金等を受領した場合の課税関係を律する所得税法の一連の規定は、入り組んでいてわかりづらく、その趣旨を直ちに読み取ることも難しい。本稿では、損害賠償金等に関する所得税の諸規定や趣旨を整理した上で、私法上の性質や性格付けが不確かな暗号資産という新しい素材を用いて、個人が受領する損害賠償金等の課税上の問題を考察している。いわば、3つの複雑性という要素に関わる素材を用いたことになるが、これにより、客観的にはキャピタルゲインが実現している場合でも、これに課税されないことになり得るなど、かねてより指摘されてきた上記諸規定に内在する問題点が再度浮かび上がってきた。令94条1項という1つの条文に所得分類の決定と非課税所得からの除外という二面性をもたせることの是非を再検討すべきであることも強調しておきたい。加えて、暗号資産構成と債権構成のいずれが妥当かという損害を受けた「資産」をどのように捉えるかという視点や令94条1項に係る【特定資産損失要件】と【収益補償要件】の関係性という視点など、暗号資産ならではの具体的な問題視点を得ることができた。